様式第十五の三を次のように改める。

様式第十五の三（少数特例表示）（第二十条第一項第二号ロ関係）

備考

⑴　少数特例表示には、図示の例により、当該表示を付することができる少数生産車が同等の排出ガス性能を有する型式届出特定特殊自動車が適合する特定特殊自動車技術基準及び当該型式届出特定特殊自動車に係る型式指定特定原動機が適合する特定原動機技術基準の適用開始時期に応じて主務大臣が告示で定める年を表示するものとする。

⑵　文字の書体は、ゴシックとする。

⑶　「軽油」、「少数特例」、「基準同等」及び「●環境省・経済産業省・国土交通省●」の文字並びに⑴の告示で定める年並びに縁の色彩は白色、「特定特殊自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は淡い青色、「適合車」の文字及び地の上の部分の色彩は濃い青色とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「普通自動車、小型特殊自動車及び軽自動車」を「自動車」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。